

各指定居宅サービス事業所 } 開設者 様
各指定介護予防サービス事業所 }

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

平成31年4月27日から5月6日までの10連休における臨時営業の取扱等について（通知）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）により、平成31年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定しています。その際、介護サービス事業者において、利用者への継続的なサービス提供の観点等から、運営規程に定められた営業日以外にサービス提供を行う意向・要望があることも想定されますが、本件に関する県の取扱方針は次のとおりですので適切な取扱についてご留意願います。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の対象となるサービス事業所には貴職から通知し、周知徹底願います。

【留意事項】

市町村が所管する居宅介護支援事業所、地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

和歌山市内に所在する事業所、施設につきましては、和歌山市役所指導監査課へお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

記

1 対象サービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売

2 県の取扱方針

- （1）上記1のサービス事業所において、10連休中に介護サービスを提供する場合、当該事業所の運営規程に定められた営業日以外のサービス提供であっても運営規程の変更は必要としない。
- （2）10連休中に介護サービスを提供する場合は、当該事業所の利用者及び利用者家族等に対して、事前に文書により通知することにより、利用者等との間にトラブルがないよう配慮する。
（※従来より土・日・祝日について通常の営業日として運営規程等に明記している事業所は除く。）
- （3）上記の通知文には、10連休中に実施する具体的なサービス提供日、サービス提供時間、サービス提供中の緊急連絡先等を記載することとする。
- （4）今回の取扱方針は、平成31年の10連休についてのみ適用する方針であるため、平成31年の10連休以外の連休等について、サービス提供日の取扱を恒久的に変更する場合は運営規程の変更を行うこととする。

3 サービス提供を実施する場合の留意事項

- (1) 10連休中に介護サービスを提供する場合、当該事業所の利用者を担当する指定居宅介護支援事業所と事前に十分な連携を取るよう留意すること。
- (2) 10連休中にサービス提供を受ける利用者について、当該事業所の利用者を担当する指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス計画書（第6表「サービス利用票」）に、10連休中に提供するサービス提供内容等をあらかじめ記載する必要がある点について留意すること。

4 サービス提供を実施しない場合の留意事項

- (1) 10連休中に介護サービスを提供しない場合、当該事業所の利用者を担当する指定居宅介護支援事業所と事前に十分な連携を取るよう留意すること。
- (2) 10連休中にサービス提供を受けることができない利用者について、当該事業所の利用者を担当する指定居宅介護支援事業者と連携の上、他の居宅サービス等事業所への振替等の必要な対応を実施するよう留意すること。

5 その他留意事項

(1) 医療機関等との連携

10連休中の医療機関等との連携について、医療機関等との連携が必要なサービス事業所については、関係する医療機関等と事前に緊急時の対応等について検討するようお願いします。

(2) 従業者等の労務管理等

祝日・休日である10連休中にサービス提供を行う場合は、従業者等の適切な労務管理等への配慮も必要となるため、労働基準法等関係法令を遵守のうえ、各事業所において適切な対応をお願いします。

(3) 厚生労働省通知関係

「本年4月27日から5月6日までの10連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応について（平成31年3月20日 老発0320第8号）」の内容についてご留意願います。＜※きのくに介護deネットに掲載しています。＞

担 当：介護サービス指導室
T E L：073-441-2527
F A X：073-441-2523